

小林市公告 第57号

公募型プロポーザル公告

下記のとおり令和8年度のじりこびあ遊具増設事業に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年8月28日

小林市長 堀 研二郎

記

1 プロポーザルの名称及び方法

(1) プロポーザルの名称

令和8年度のじりこびあ遊具増設事業に係る公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

2 業務の概要

(1) 発注者 小林市

(2) 事業名 令和8年度のじりこびあ遊具増設事業

(3) 場 所 小林市野尻町東麓5160番地 のじこびあ園内

(4) 納 期 契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(5) 予算額 3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす単体企業及び複数法人による共同企業体とする。

(1) 本社を日本国内に置く者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22条政令第126号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日において、小林市の指名停止措置若しくは入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (5) 小林市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 小林市暴力団排除条例（平成23年小林市条例第25号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できる者。
- (9) 利用者の安全確保のため、自転車本体及び関連部品について、必要な安全対策、点検、整備、修繕及び保守管理を実施できる又は納品先からの相談に柔軟に対応できる体制を有する者。

4 手続き等

- (1) 参加表明書の提出期限及び提出方法
 - 提出期限 令和8年9月15日（火） 17時まで
 - 提出方法 指定する様式により、1部を持参又は郵送すること。
※提出期限までに提出しないものは無効とする。
- (2) 参加表明書の提出に係る質問の受付及び回答
 - 質問受付 令和8年8月28（金）～令和8年9月8日（火）
 - 質問回答 令和8年9月11日（金）
 - 提出方法 指定する様式により、電子メールにて提出すること。
- (3) 提案書の提出期限及び提出方法
 - 提出期限 令和8年10月1日（木） 17時まで
 - 提出方法 指定する様式に資料等を添えたものを持参又は郵送すること。
提出部数は正本1部、副本8部とする。
※提出期限までに提出しないものは無効とする。
- (4) 提案書の提出に係る質問の受付及び回答
 - 質問受付 令和8年9月15日（火）～令和8年9月25日（金）
 - 質問回答 令和8年9月28日（月）までに、随時、小林市ホームページにて公開する。
 - 提出方法 指定する様式により、電子メールにて提出すること。
- (5) 業務提案に係る提出書類
 - ア 提案書（指定する様式）
 - イ 提案資料（任意様式）
- (6) 提案資料に記載する項目
 - ア 車種（車種毎の対象年齢や遊び方についての提案を含む）
※車種の提案の際は、製品の写真（未完成の場合はイメージ図）、寸法、材質及び耐用年数を示すこと。
 - イ コース設計（必要備品、必要な人員に係る資料を含む）
 - ウ 利用者の安全管理方法

エ 日常の保守点検及び修繕方法

オ 導入後 10 年間にかかる維持管理費用を 1 年毎に記載したランニングコスト表

カ 他施設での導入実績が分かる資料

キ その他必要に応じて補足説明資料

(7) 各書類の提出先及び業務に係る問合せ先

小林市 経済建設部 商工観光課

住所：〒886－8501 宮崎県小林市細野300番地

電話：0984-23-1174

E-mail：k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp

5 その他

(1) 詳細は、「公募型プロポーザル実施要領」による。

(2) 提案書の作成及び提出に要する費用は参加者負担とする。